明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六三）　一

〔告　示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働三三七）　三
○ペルー産うんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を制定する件（農林水産二一三一）　四
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（海上保安庁五六）　五

〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一八（平成三十）年四～六月期）（内閣府）　五

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
平成二十九事業年度財務諸表（独立行政法人国立青少年教育振興機構・独立行政法人奄美群島振興開発基金）、地方競馬全国協会平成二十九事業年度決算等、中日本高速道路株式会社工事完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

○農林水産省令第六十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健